

平成22年11月1日

株主各位

山口県岩国市長野1815-7
旭興産株式会社
代表取締役社長 上田文雄

株券不発行会社への移行のご案内

拝啓 晩秋の候、皆様益々ご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご高尚の如く、会社法（214条）では、原則として株券不発行となっており、上場会社においては、既に2009年1月から株券電子化が実施されたことから、以前に発行された株券は全て無効になっております。

当社でも、株式事務の合理化の為株券ペーパーレス化を進め、会社法の原則に則り、「株式に係る株券を発行しない」旨の定款変更を決議する方向で準備を進めております。

予定では、平成23年3月30日の当社第67回定時株主総会に於いて、特別決議による承認を経て、平成23年4月15日付で、当社の現在発行している株券は全て無効となります。但し、下記説明の通り、株主名義管理人（総務部長）が厳重に管理しておりますので、株主としての権利は、これまでと何ら変わる事はございません。株主である事の確認を必要とされる場合には、その旨の確認書（株主名簿記載事項証明書）が発行されますのでご利用下さい。何卒来春の株券廃止につき、ご理解を賜りたく、お願い方々ご案内申し上げます。

今後共、更なる企業価値の向上に向け、一層の努力を継続して参りますので、引き続き株主各位のご指導、ご協力を賜ります様お願い申し上げます。

敬具

記

1. 株券不発行会社移行後の株主としての権利

株券自体は無効となります(株券の回収は行われませんが)、株主様のお名前が当社株主名簿に記載または記録されている限り、議決権や配当等といった株主としての権利を失うことはありません。

2. 他人名義の株券を所有している場合

但し、他人名義の株券を所有している方(名義書換を済ませていない方)は、そのままでは他人名義のまま株主名簿に記載または記録されることになるため、自己名義への名義書換をする必要があります。

3. 株券不発行会社移行後の株式名義書換手続き

株券不発行会社移行後の株式名義書換につきましては、譲渡人(売主)および譲受人(買主)との共同請求が原則となります。所定の請求書の提出で譲渡、譲受が出来ます。

尚、例外的に譲受人単独で株式名義書替請求ができるのは、相続・合併・確定判決等による場合です。(それぞれ別途、添付書類が必要となります。)

4. 株主印鑑登録のお願い

上記請求手続きや委任状等株主としてご使用頂く印鑑を登録させて頂き、株主名義管理人のもとで厳重に管理致します。

つきましては、「株主印鑑登録届出書」をご提出頂きます様お願い申し上げます。

以上